福井県リサイクル製品認定制度

「福井県リサイクル製品認定制度」は、県内で発生した再生資源を利用し、県内で製造された一定の基準を満たすリサイクル製品を県が認定し、PR を行うなどしてリサイクル製品の利用を促進する制度です。

この制度は、廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、県民や事業者の方とともに循環型社会の形成を進めていこうとするものです。

１．認定対象製品

次に掲げる要件５点をすべて満たしているものです。

①主として県内で発生する再生資源を利用し、県内で製造されるものであること。

②その普及が廃棄物の減量化・リサイクルに大きな効果を有すると認められること。

③生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場において製造されること。

④既に販売されているか、６か月以内に販売されることが確実であること。

⑤福井県リサイクル製品認定基準（安全性への配慮、規格等）に適合していること。

２．認定基準

①特別管理廃棄物（一般・産業）を原材料としていないこと。

②環境基本法に基づく「土壌の汚染に係る環境基準」に適合していること。

③日本工業規格（JIS）、エコマーク認定基準などに適合していること。

④品目ごとに定める再生資源の使用率を満たしていること。

３．認定状況（平成２９年９月３０日現在）

４３製品